コンタクトレンズにかかる診療費について

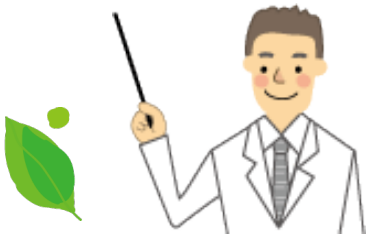

１．初診料は２９１点　外来診療料は 76 点

　　コンタクトレンズ検査料は２００点です。

２．初回は初診料、２回目以降は外来診療料になります。上記の診療費は、コンタクトレンズの装用を目的とした受診の場合に算定するもので、厚生労働省が決めた保険点数です。

３．コンタクトレンズの診療を行う医師　　島　　貴　久

　　眼科診療経験　３１ 年（令和７年４月現在）

※　コンタクトレンズ装用のため受診された方でも厚生労働省が規定した疾患がある場合は、通常の保険点数になります（例えば、円錐角膜、角膜変形、高度不正乱視、弱視、斜視、不同視、緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患、視神経疾患、眼内の手術前後、度数のない治療用コンタクトレンズを装用する場合やコンタクトレンズの装用を中止する必要のある場合など）。

※　治療を要する場合は別途費用がかかります。

※　ご不明な点がございましたら、眼科外来へご相談ください。

知多半島総合医療センター